



- **副収入の申告漏れ**にご注意ください。
- 雑所得の区分が「**公的年金等**」・「**業務**」・「**その他**」とされました。

● **原稿料、講演料又はネットオークションやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引による所得**

(具体例)

① **衣服・雑貨・家電などの資産の売却による所得**

※ただし、生活に使用した資産の売却による所得は非課税（確定申告は不要）

② **自家用車などの貸付けによる所得**

③ **ベビーシッターや家庭教師などの副業による所得**

⇒ 「**業務**に係る**雑所得**」に該当

● **ビットコインをはじめとする暗号資産の売却等による所得**

⇒ 「**その他の雑所得**」に該当

● **競馬等のギャンブルから生じた所得**

⇒原則、「**一時所得**」に該当

※ 上記の所得を含め年末調整を受けた給与所得以外の所得が **20万円以下**の方は、**確定申告は不要**です。

医療費控除やふるさと納税（寄附金控除）などの適用を受ける場合は、20万円以下であっても確定申告が必要です。